引出自由複利型定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の3か月後の応当日以後の任 意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払をしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払は、預入日の3か月後の応当日から通帳記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払を請求することができるものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって3か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日の3か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について、一部支払時に預入日から一部支払日の前日までの日数および約定利率によって3か月複利の方法で計算し、一部支払をする元金とともに支払います。

- ①3か月以上6か月未満
- ②6か月以上1年未満
- ③1年以上2年未満
- ④2年以上3年未満
- ⑤3年以上4年未満
- ⑥4年以上5年未満
- ⑦5年
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条により預入日の3か月後の応答日前に解約する場合および定期 預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計 算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 3. (預金の解約)

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の3か月後の応答日前の解約は出来ません。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上(2020年4月1日現在)

